

# ごかの (No.531) お知らせ

## おしらせ

### 令和2年度小学校新入学児童 に対する入学祝品を贈呈します

(健康福祉課)

茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）のお子さんの新入学時に祝品（学用品）を贈呈しています。該当児童のいるひとり親家庭で祝い品の贈呈を希望される方は、令和2年1月10日（金）までにお申し込みください。

#### ○お申し込み先

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006（直通）

#### ○お問い合わせ

茨城県母子寡婦福祉連合会

☎029(221)7505

### 年末年始の休館・休業日 等のお知らせ

ごみ収集・し尿処理	さしま斎場（火葬場）	役場
12月28日(土)～1月5日(日)	12月31日(火)午後5時～1月3日(金) ※火葬、告別式場、動物炉、霊柩車の使用は、できません。 ※霊安室は、12月30日(月)まで使用できます。ただし、12月31日(火)に火葬するご遺体まで。	12月28日(土)～1月5日(日) ※日直業務（戸籍届出の受付）は、実施します。
<b>中央公民館</b>		<b>西児童館・南児童館</b>
12月28日(土)～1月4日(土)		12月27日(金)正午～1月5日(日)
<b>ふれあいセンター</b>	<b>福祉センター「ひばりの里」</b>	<b>道の駅ごか</b>
12月29日(日)～1月3日(金)	12月27日(金)～1月3日(金)	12月31日(火)～1月2日(休) ※3日(金)は一部営業、4日(土)から通常営業

### 農業所得の申告を お願いします

(町民税務課)

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み農産物の販売金額による収入等があった人は、申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業（農産物を全く出荷・販売せずに、自家用の飯米や野菜のみの場合）については、申告の必要はありません。

#### ○記帳・帳簿等の保存が必要です。

#### ・記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日・売上先・仕入先・経費の金額等を帳簿に記載します。

#### ・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年、その他（請求書・領収書等）は、5年保存が必要です。

#### ○事前相談会のお知らせ

農業所得の申告は、収入の大小にかかわらず、申告者ご自身による収支計算のもと行うものです。今年度も令和2年2月に農業所得事前相談会

を予定しています。確定申告は、例年混雑します。申告がスムーズに進むようにぜひ相談会をご利用ください。

※青色申告は、納税者自ら税法に従って計算し、納税する制度です。役場での申告受付はできませんので、ご注意ください。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966（直通）

### 土地・家屋の届出を お願いします

(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。

年内に家屋の滅失（取り壊し）や増築・改築をされた、または、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合、町民税務課まで届出ください。

また、土地の現況地目を変更している場合にも同様です。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合、届出をする必要はありません。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966（直通）